

第6回阿蘇市議会会議録

1. 令和5年11月24日 午前10時00分 招集
2. 令和5年11月27日 午前10時00分 開議
3. 令和5年11月27日 午前11時47分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	藤 田 浩 司
土 木 部 長	荒 木 仁	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	松 岡 幸 治	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	中 本 知 己	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	藤 井 栄 治	防 災 情 報 課 長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典	税 務 課 長	上 村 美 博
会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	加 来 隆 浩	市 民 課 長	森 永 智 保
健 康 増 進 課 長	山 内 る み	ま ち づ くり 課 長	石 松 昭 信

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 本 繁 樹	議 会 事 務 局 次 長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 73 号 | 阿蘇市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 74 号 | 阿蘇市職員の定年等に関する条例及び定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 75 号 | 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 76 号 | 阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 77 号 | 阿蘇市手数料条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 78 号 | 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 79 号 | 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 80 号 | 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 81 号 | 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 82 号 | 令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 11 | 議案第 83 号 | 令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 12 | 議案第 84 号 | 令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 13 | 議案第 85 号 | 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 14 | 議案第 86 号 | 令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 15 | 議案第 87 号 | 令和 5 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 16 | 議案第 88 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇西ふれあい市場「あかみず」） |
| 日程第 17 | 議案第 89 号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第 18 | 議案第 90 号 | 市道路線の認定について |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 17 名であります。15 番議員、五嶋義行君につきましては、所定の手続を経まして遅参の届出を受けております。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 73 号 阿蘇市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 1、議案第 73 号「阿蘇市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（荒木 仁君） おはようございます。

それでは、議案書の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 73 号、阿蘇市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございます。4 ページの下になります。本件は、下水道事業の地方公営企業法の一部適用への移行に向け、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

公営企業法の必要性については、全員協議会で説明した内容のとおりでございます。

まず、阿蘇市公共下水道事業の設置について、第 1 条に記載しております。この設置に伴い、下水道事業が公営企業に移行するものでございます。

第 2 条では、公営企業法の適用については、財務規則のみを適用することとしております。

第 3 条には、経営の基本について定めておりますが、区域等に関しては、これまで同様、阿蘇市下水道条例に定めるとおりでございます。区域の変更等はございません。

その他財産の取得や賠償責任、負担付き寄附の受領、書類の作成等に関して規定しております。

附則としまして、本条例の施行期日を令和 6 年 4 月 1 日と規定しております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。議案第 88 号、指定管理者の指定を除く 17 議案につきましては、各常任委員会に付託いたします。したがって、自己の委員会の所管となる案件への質疑は御遠慮願います。

それでは、議案第 73 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 2 議案第 74 号 阿蘇市職員の定年等に関する条例及び定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2、議案第 74 号「阿蘇市職員の定年等に関する条例及び定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案書 5 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 74 号、阿蘇市職員の定年等に関する条例及び定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由になります。5 ページ下をお願いします。本件は、病院または診療所に勤務する医師の柔軟な確保を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

6 ページの新旧対照表を基に御説明申し上げます。

第 3 条でございます。現在、第 3 条、定年につきまして、「職員の定年は、年齢 65 年とする。」、その次に、ただし書としまして、「ただし、病院又は診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢 70 年とする。」、これを加える改正でございます。また、その下、附則 5 の情報の提供及び勤務の意思の確認、以下の改正につきましては、このただし書の追加に伴う所要の改正でございます。

めくっていただきまして、7 ページをお願い申し上げます。7 ページの表外の第 2 条につきましても、先ほどの条文の改正、ただし書の追加に伴う所要の改正でございます。

なお、施行の期日、公布の日から施行するとしております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 3 議案第 75 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 3、議案第 75 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案書 9 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 75 号、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

提案の理由、33 ページになります。本件につきましては、一般職の職員の給与に関する

法律等の一部を改正する法律の施行に準じた給与等の改定を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。具体的に申し上げますと、市職員等の給与につきまして、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた改正等を行うために本条例を改正するものでございます。

まず、概要を申し上げます。主な改正の内容、2点ございます。まず、1点目としまして、人材確保の観点から、今年4月1日に遡り、月例給を初任給、若年層に重点を置きつつ、全体的な改定を行うものでございます。率にして、本市の場合、平均で0.89%、特に高卒、初任給につきましては月額1万2,000円を引き上げる内容となっております。また、2点目としまして、一時金、いわゆるボーナスになりますけれども、職員につきましては、期末手当、勤勉手当、それぞれ0.05月分、合わせて0.1月分になります。市長、副市長、教育長の特別職、病院事業管理者、また市議会議員各位におきましては、期末手当0.1月分を、令和5年度については12月期に加算、令和6年度以降については、その加算額0.1月分を6月期と12月期にそれぞれ振り分ける2段階での改正となっております。

また、今回、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正ということで一括して上程させていただいておりますが、本議案によりまして、まず9ページの第1条と30ページの第2条におきまして、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の改正を行うこととします。

31ページをお願いしたいと思います。31ページの第3条、第4条に阿蘇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、また同じく31ページ、第5条、第6条に阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、同じく31ページ下から32ページになりますけれども、第7条、第8条に阿蘇市長等の給与及び旅費に関する条例、32ページ、第9条、第10条に阿蘇市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例、同じく第11条、第12条に阿蘇市病院事業管理者の給与等に関する条例、第13条に阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、第14条に阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例、以上、8本の条例を今回の条文で改正を行うこととしております。

順次説明をさせていただきます。

まず、9ページをお願いします。給料表の改正になります。別表第1としまして一般職の職員の改正後の俸給表を載せております。

15ページをお願いします。別表第2、ア、医療職俸給表（一）としまして病院等に勤務する医師及び歯科医師の俸給表になります。続きまして、19ページ、イ、医療職俸給表（二）としまして薬剤師、栄養士等の俸給表、24ページ、ウ、医療職俸給表（三）としまして看護師等の改正後の俸給表をそれぞれ載せております。この俸給表につきましては、本年4月1日に遡っての適用としております。

それでは、給料表以外の改正につきまして、新旧対照表を基に御説明をさせていただきます。

34ページからになります。まず、34ページの表外の第1条及び36ページの第2条になります。これは、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。人事院勧

告に基づきまして、第19条の期末手当、第20条の勤勉手当について、12月期の支払分を、一般職については、それぞれ0.05月分の合計0.1月分、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、それぞれ0.025月分の0.05月分を加算する改正でございます。

また、36ページ、第2条につきましては、令和6年4月1日から適用するものでございまして、先ほどの第1条によって引き上げました支給率、一般職の0.1月分、また定年前再任用短時間勤務職員の0.05月分を6月期と12月期に均等配分する改正でございます。

38ページ、第3条及び39ページの第4条に関しましては、任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。まず、特定任期付職員の給料月額をそれぞれ4,000円から7,000円引き上げる改正を行うとともに、期末手当0.1月分を12月期に加算、加算しました0.1月分を令和6年4月1日以降は、第4条におきまして6月期と12月期にそれぞれ0.05月分ずつ均等配分する改正としております。

続きまして、39ページ、表外の第5条、40ページの第6条、また40ページの表外の第7条と第8条、41ページの表外の第9条と第10条、42ページ、表外の第11条、第12条等につきましては、市議会議員、市長、副市長、教育長、病院事業管理者の12月期の期末手当について、同じく0.1月分、今回上乘せを行いまして、令和6年4月1日以降は、その0.1月分を6月期と12月期に0.05月分、均等配分する改正となっております。

42ページ、第13条をお願いします。会計年度任用職員の期末手当の支給率の改正になります。一般職に準じまして、6月期と12月期にそれぞれ0.025月分の0.05月分を加算する改正であります。この改正につきましては、令和6年4月1日からの施行としております。

43ページ、表外の第14条になります。会計年度任用職員の給与について、令和6年3月31日までの間、つまり令和5年度中は改正前の一般職の給与条例の規定による、そういった規定としております。

以上、長くなりましたけれども、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第4 議案第76号 阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第4、議案第76号「阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について」を議題といたします。

会計管理者の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（加来隆浩君） おはようございます。

議案書の44ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第76号、阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、本件は、下水道事業の地方公営企業法の一部適用及び所

要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

45 ページの参考資料、「阿蘇市特別会計設置条例」新旧対照表で御説明いたします。

第 1 条ですけれども、特別会計の設置についてです。本条例では下水道事業の特別会計につきまして地方自治法を根拠条例として設置しておりましたが、地方公営企業法の一部適用後の下水道事業の特別会計は地方公営企業法を根拠として設置しなければならず、地方自治法は設置根拠となりませんので、第 2 号の「下水道事業」を削除するものです。また、平成 24 年の九州北部豪雨災害の復旧事業として県営中山間総合整備事業を実施した際、坂梨地区の産ノ平換地区、八反田換地区が土地改良区の区域外であったことから、市が清算手続を実施することになり、土地改良事業特別会計を設置して当該事務を行いました。しかし、平成 30 年度に清算手続が完了し、今後も清算事務は発生しないことから、第 7 号の「土地改良事業」を削除するものです。

続きまして、第 3 条、弾力条項の適用についてです。弾力条項につきましては、地方公営企業法第 29 条第 3 項に定められております。具体的には通常の歳出予算の場合は予算の金額の範囲内で支出することになりますが、弾力条項が発動された場合は補正予算の方法によらないで支出を増額することができます。ただ、事業量の増大によって得られた収入の金額を超えて支出することはできません。この弾力条項は、一般会計内の一切の収入と支出はその全額を予算に計上することを主義とする総計予算主義の原則からすれば例外中の例外の位置づけです。また、現在、本市の特別会計で予算計上せずに支出をしなければならないような事業はございませんし、今まで大きな災害等も経験してきましたが、発動したことはございません。予備費の運用や専決処分の方法で対応可能でございます。以上のことから、今回、弾力条項の適用を定めた第 3 条を削除するものです。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 5 議案第 77 号 阿蘇市手数料条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 5、議案第 77 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。

議案集の 46 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 77 号、阿蘇市手数料条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由ですが、本件は、「戸籍法の一部を改正する法律」の施行に伴う「地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令」の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するもの

であります。

49 ページの新旧対照表をお願いいたします。表の改正後の 3 段目、4 段目になりますが、追加されているとおり、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符合の発行、いわゆる番号になりますが、これに係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定める戸籍法の一部改正の規定を踏まえた所要の規定の整備になります。

以上、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 17 番、谷崎です。

市民としては何でもかんでも手数料が上がっているという印象を受けるんですが、今御説明の中で政令ということをございましたけれども、これは全国一律この値段でやっているということですか。

○議長（菅 敏徳君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） お答えします。

この手数料につきましては、国が定める政令に準拠して各市町村の条例で定めることとなります。

○議長（菅 敏徳君） 17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 政令では額が決まっているんですか、それとも何らかの基準があって、それに地方自治のそれぞれの事由というか、裁量を入れて、そして金額を制定するというのでやってきているんですか。

○議長（菅 敏徳君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） この戸籍の分については、額が決まっております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 78 号 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 6、議案第 78 号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） おはようございます。

まず、議案書の 52 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 78 号、阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について、御説明申し上げます。

下のほうの提案理由でございます。本件は、阿蘇山上火口周辺整備に伴う管理業務の増大と将来にわたる安定的な管理運営に資するため、本条例の一部を改正するものでございます。

まず、本条例につきましては、阿蘇山公園道路の設置及び管理について必要事項を定めたものでございますが、この8月に新たに開設した二次避難休憩施設及び見学エリアEゾーンの管理業務が増えたこと、それから火山ガスの影響で機械設備や安全柵などの劣化が早く進むことなどから、それら施設・設備の維持補修管理費用を十分に確保しておく必要がございます。しかしながら、阿蘇山観光事業特別会計につきましては、相次ぐ火口への立入規制によりまして、使用料収入が激減しております。平成26年以降は、財政調整基金の残高がゼロの状況が現在まで続いております。これまで一般会計からの繰入れによりまして、何とか会計の収支を保ってきたところでございますが、何分観光事業ということですので、基本的には使用料収入の範囲で公園道路や安全施設の維持管理をしていかなければなりません。したがって、今回一定の基金造成を図り、将来にわたり安定的に管理運営していくために使用料の増額改定を行うものでございます。

それでは、53ページの新旧対照表に基づきまして改正内容を御説明いたします。

まず、第5条第3項です。禁止車両を定めた条文になりますが、下線部の「ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。」という一文を加えております。コマース撮影など特殊車両の通行を認める場合がございます、その根拠として規定するものでございます。

続きまして、別表第1、使用料につきまして、表の2番目、原動機付自転車等の、いわゆるオートバイにつきましては、1回につき「200円」を「400円」に改めることとしております。5番目の軽自動車につきましては「600円」を「1,000円」に、6番目の小型自動車と7番目の普通自動車については「800円」を「1,000円」に、54ページに移りまして、8番目の小型バス、「2,500円」を「2,800円」に、9番目の中型バス、「3,000円」を「3,300円」に、それぞれ改めたいと考えております。

なお、本条例の施行日を令和6年4月1日としておりまして、この改正によりまして、総額でおよそ25%程度の増収を見込んでおります。

今回の改正単価につきましては、近隣の観光地と比較しても決して高い額ではございません。また、火口という特殊な場所の安全対策経費を賄うために必要な額と考えております。

以上、御提案申し上げます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第79号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第7、議案第79号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書55ページをお願い申し上げます。ただ今議題としてい

いただきました議案第 79 号、阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由、57 ページ下になります。本件は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。具体的に申し上げますと、国民健康保険加入世帯に出産予定の被保険者もしくは既に出産をされた被保険者の方がおられる場合には、その国民健康保険税のうち出産被保険者に係ります所得割額及び均等割額を、単体妊娠、お一人の赤ちゃんの場合は出産予定日の前の月から予定月の翌々月までの4か月間、多胎児妊娠の場合は出産予定月の3か月前からの計6か月間を減額する、そういった改正になってきております。

58 ページの新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

阿蘇市国民健康保険税条例第 23 条につきましては、国民健康保険税の減額に関する規定でございます。第 3 項に新たに、先ほど申し上げました国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者がおられる場合に、その方に対して課する所得割額及び被保険者の均等割額を区分に応じて当該各号に定める額を減額して得た額とする、そういった規定を追加しております。

(1) になります。同項第 1 号の基礎課税額、第 3 号の後期高齢者支援金等課税額、次ページの第 5 号になりますけれども、介護納付金課税額、それぞれの所得割額について、「12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」を減額する、また、同項の第 2 号、第 4 号、第 6 号につきましては、国民健康保険税の 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減に関する規定となっております。軽減後の均等割額の「12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」を減額する、そういった規定としております。

62 ページをお願い申し上げます。第 24 条の 2 の次に第 24 条の 3 としまして、出産被保険者に係る届出に関する規定を追加、住所、氏名、届出項目、また添付書類等を記載しております。

施行日につきましては、令和 6 年 1 月 1 日としております。例えで言いますと、11 月に出産をされた方については、前の月からですので、10 月・11 月・12 月・1 月の 4 か月分が対象になりますが、施行自体は 1 月 1 日からですので、1 か月分だけが対象に、令和 6 年 2 月に出産予定の方につきましても、出産予定の前の月からになりますので、1 月・2 月・3 月・4 月が対象になります。ただ、1 月・2 月・3 月分については令和 5 年度、4 月分については令和 6 年度の減額、そういったことになってきております。これにつきましても、上位法の施行に伴います条例改正となっております。

御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 80 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 8、議案第 80 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 63 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 80 号、阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

64 ページの新旧対照表をお願いいたします。第 24 条になりますが、今回は、こども家庭庁設置法の施行に伴いまして関係法律の整備に係る文言の整理を行うものであり、こども家庭庁設置法により、子ども・子育て支援施策を所管する省庁が改正前の「厚生労働省」から内閣府の外局であります「こども家庭庁」に変更されたため、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 9 議案第 81 号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 9、議案第 81 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 65 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 81 号、阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

67 ページ以降の新旧対照表で主なものを御説明いたします。

まず、67 ページの第 15 条第 1 項第 4 号と 69 ページの第 43 条の改正でございますが、これにつきましては、先ほどの議案第 80 号と同じく、子ども・子育て支援施策が「厚生労働

省」から内閣府の外局である「こども家庭庁」に変更されたことによるものでございます。

次に、68 ページから 69 ページになります。第 35 条第 3 項の改正につきましてでございますが、特定教育・保育施設の運営基準がより明確化されまして、特別利用教育を提供している施設、これは幼稚園型の施設になりますが、施設に対する基準が減額化され、また子どもの数や総数を明示することで教育・保育給付の対象者や利用定員の管理がより明確になりました。これらの改正は、教育・保育の質を高め、適切なサービスを提供するためのものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 82 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 10、議案第 82 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

別冊 1 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 82 号、令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

まず、1 ページをお願いします。本予算は、第 5 号補正になります。

第 1 条ですが、今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 3,394 万 2,000 円を追加し、205 億 3,403 万 7,000 円と定めております。

第 2 条以降の補正項目につきましては、5 ページ以降で説明させていただきます。

5 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費補正につきましては、追加分 2 件でございます。こちらの 2 件につきましては、適正工期を踏まえ、予算を繰り越すものでございます。事業内容につきましては、後ほど御説明します。

次に、6 ページの第 3 表債務負担行為補正になります。阿蘇西ふれあい市場「あかみず」につきましては、効率的な管理運営に資するため、来年度から指定管理者制度を導入する計画でございます。指定期間は令和 6 年度から令和 7 年度の 2 年間で、指定管理料としまして 2 年分の 253 万円を債務負担行為として設定しております。

それでは、まず主な歳入予算について御説明させていただきます。

10 ページをお願いします。10 ページの一番上になります。普通交付税につきましては、今般の国の補正予算において地方交付税が増額される見込みでございまして、再算定による阿蘇市の追加交付見込額が概算で 7,000 万円と試算しております。この 7,000 万円の内訳としましては、臨時経済対策分としまして 3,500 万円、残りの 3,500 万円につきましては臨時財政対策債償還基金費等としまして措置されるものでございます。国が自治体に対して年内

予算化を求めておりました、今回7,000万円を概算で追加計上するものでございます。

次に、11ページをお願いします。11ページの一番上の3つの項目になります。この3項目につきましては、いずれも関連項目になりますが、まず1行目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらのメニューの中に2行目と3行目の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金がございます、今回1行目の項目は全額を減額いたしまして、2行目と3行目のメニューごとに予算を組み替えるものでございます。まず、2行目の重点支援地方交付金（低所得世帯支援分）につきましては2億8,747万4,000円を追加、3行目の括弧書きの推奨事業等分につきましては、1行目で計上していた既計上分の組替えも含めまして、合わせて2億3,080万4,000円を計上しております。いずれも国の総合経済対策に係る分になります。詳細は、後ほど御説明いたします。

続いて、歳出予算になります。歳出予算につきましては、17ページ以降になります。

まず、全般的事項としまして、人件費につきましては、人事院勧告及び各種異動等に伴いまして、各費目ごとに職員給、職員手当等、共済費などを増額あるいは減額計上しております。

まず、歳出予算につきましては、19ページから御説明いたします。

19ページをお願いいたします。19ページの一番下になります。目13減債基金費につきましては、積立金として3,500万円を計上しております。こちらは、歳入で御説明いたしました普通交付税の追加交付予定額のうち、令和6年度と令和7年度分の臨時財政対策債の前倒し措置分ということで3,500万円を国からの通知に基づきまして基金に積立て、今後の公債費の償還に充てることとしております。

次に、21ページをお願いします。21ページの中段に節12委託料として4項目を計上しております。そのうち、上から3つの委託料が関連でございます、戸籍住基関係のシステム改修費になります。この3項目につきましては、本年6月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されまして、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることに伴いまして、住民票等もその振り仮名を記載し、併せましてマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記も可能にするための各種システム改修費としまして、3項目合計で1,925万円を計上しております。なお、財源につきましては、いずれも国庫補助金等により対応する予定でございます。

続いて、25ページをお願いします。民生費になります。25ページの左端、目20価格高騰緊急支援給付金費（追加分）としまして、目の合計で2億8,747万4,000円を新規計上しております。こちらは、国の総合経済対策を受けまして、特に物価高騰の影響が大きい低所得世帯の方々へ早期の支援を行うため、1世帯当たり7万円を給付するもので、ページ一番下の行になりますが、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金として2億8,000万円を計上しております。なお、財源につきましては、全額が国からの重点支援交付金になります。

続いて、33ページをお願いします。商工費になります。33ページの左端の目2商工振興費に地域振興緊急対策事業補助金（重点支援交付金）（追加分）としまして1億1,500万円を計上しております。こちらも国の総合経済対策を受けて実施するもので、いわゆるプレミ

アム商品券事業になります。物価高騰に苦しむ生活者の方々や事業者の皆様に支援策を講じるとともに、地域の消費喚起につながるよう取り組むものでございます。なお、財源につきましては、8,000万円が国の重点支援交付金でございまして、残りの3,500万円につきましては普通交付税追加分を活用する予定でございます。

続いて、34ページをお願いします。左端の目11草原情報館管理費になります。工事請負費に草原情報館施設等改修工事として650万円を追加しておりますが、こちらは屋外電源引込工事などに伴い、増額計上するものでございます。

次に、39ページをお願いします。39ページの一番上の阿蘇小学校屋内運動場改築工事につきましては、既計上予算に3,000万円を追加し、補正後の額を8億5,500万円としております。こちらは、概算事業費を計上しておりましたが、10月に詳細設計が完了し、改めて設計額を積算した結果、資材価格、労務費、エネルギーコスト等の高騰などによりまして、3,000万円を増額計上するものでございます。

続いて、41ページをお願いします。41ページの一番上になります。阿蘇体育館（第1）空調改修工事として1億円を計上しております。内牧の第1体育館の空調設備が経年劣化による故障及び機能不全等によりまして、大会やイベント、行事等に支障を来しておりまして、市内利用者をはじめ、合宿を含めた県外利用者の維持確保、ひいては地元宿泊施設等にも影響が生じないように空調設備を改修するための費用として1億円を計上しております。財源につきましては、工事費の半額の5,000万円を教育施設整備基金から繰り入れる計画でございます。なお、工事の前段で1つ前の40ページになりますが、一番下に阿蘇体育館（第1）空調改修実施設計業務委託料として500万円を併せて計上しております。

また、戻って41ページをお願いします。41ページの中段の款10災害復旧費になりますが、現年補助災害復旧工事につきましては、7月の梅雨前線豪雨等に伴いまして、河川、道路7件の復旧費として6,710万円を計上しております。

最後に、ページ一番下になりますが、不足する財源につきましては、予備費から7,562万6,000円を充用しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

7番議員、児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） おはようございます。7番、児玉です。

ただ今説明がありました40ページから41ページにかけての阿蘇体育館の空調改修工事の件でございますが、40ページの500万円の改修設計、これによりまして500万円かけてありますけれども、保守点検あるいはまた取扱いの検討をされたと思うんですけれども、機種選定の中で電源の違いで能力が変わってくると、また取扱いでその維持管理が変わってくると思いますが、動力は100ボルトなのか、200ボルトなのか、あと排水関係が通常のスポットクーラーであれば、ドレンといいますか、排水がどうしても1日1回ぐらいはタンクを出さないかんということです。ドレン式であれば自分で流れるわけですが、今から先の維持管理の面も簡易にできるならばと思っておりますが、そういうところはいかが検討されて

おりますか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

今回 500 万円を設計に上げております。今、何パターンか、この冷暖房の空調の設計をしなければいけないんですが、この設計費の中であらかじめ比較検討をいたしまして、実施設計をして工事に進みます。通常電気ですので 200 ボルトだろうと思えますけれども、その中で比較をして設計をしていきたいと思えます。今、ドレンのお話もございましたけれども、その詳細な設計ができます、ドレンのことについても詳細に分かってくるのかと思っております。今のところ、現状の施設を改修するのではなくて、新たなスポットクーラー的なものを考えていく方向で計画中でございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 17 番、谷崎です。

まず、10 ページの先ほど説明がありました普通交付税の 7,000 万円ですけれど、臨時財政対策債に 3,500 万円、半分を返すということですが、減債基金となっていますが、そもそもこれは減債基金というよりも、そのまま繰上償還ということで直接返して、利息を浮かすことはできないのか。

それと、11 ページの電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金ですね、それに振り替えまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 1 億 7,000 万円浮いた形になりますが、これは今後またどういう形かで使うのか、計画があるのか、それについてお尋ねします。

それと、阿蘇小学校体育館の 39 ページです。詳細設計により追加 3,000 万円となっておりますが、市民から高いのではないかという声が出ております。こちらとしては、急いでつくっていただきたいという思いもありますが、一の宮中学校の体育館とか、一の宮小学校の体育館とか、そういった建設費と坪単価ですね、そういったのを比較したいんですが、その金額が分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 最初の 10 ページの普通交付税に関する御質問について、まずはお答えしたいと思います。この普通交付税の中で臨時財政対策債償還基金費というのが約 3,500 万円、まだ概算の段階ですけれども、措置されるということでございます。国からの通知によれば、この措置に対応し令和 5 年度内に減債のための基金に積立てを行うなど適切に対応されたいということで、国の通知に基づいて今回は積み立てるところでございます。

それと、もう 1 点、新型コロナウイルスの臨時交付金の関係、約 1 億 4,700 万円を減額して、その部分をどこに今後活用するのかという御質問です。この件につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を今回約 1 億 4,700 万円減額しております。この分については、11 ページの 3 行目にあります電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地

方交付金（推奨事業等分）に振替を行っております。そもそもプレミアム商品券事業、それからLPガス事業に充当していた部分を、今回は名称の変更だけで、活用先については変更がございません。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の阿蘇小学校の屋内運動場のことについてお答えします。

9月に概算として予算計上いたしまして、今回3,000万円追加ということで、度々御審議いただくということで、大変申し訳なく思っているところでございます。

一の宮中学校の体育館の建設費でございますが、4億8,800万円ほどで、平米29万6,000円となっています。それから、一の宮小学校の体育館でございますが、3億9,800万円ということで、平米単価は20万円ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） コロナ資金のことですけれども、これはただの振替で、お金がこれだけ予算が余ったわけではないということで理解していてよろしいでしょうか。

小学校の場合は、平米単価は50万円ぐらいですか。阿蘇小学校も坪単価が幾らになるかを教えていただきたいのと、今後、入札ということになっていくと思いますが、入札の見込みは大体いつ頃にされる場所であるか、また応札する企業さんは大体何社ぐらいになりそうか、そういった見込みがあれば御回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 最初の御質問、11ページの件ですけれども、コロナウイルス感染症の臨時交付金については、余っているということではなくて、既に充当している部分で、今回は名称が変更になっただけでということでございます。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お答えいたします。

阿蘇小学校の体育館につきましては、大体51万円の平米単価になる見込みでございます。

それから、現在、阿蘇小学校体育館は解体中でございます。大体2月中旬頃に解体が終わる見込みでございますが、今回この追加の3,000万円を議会の皆さん方に承認いただきましたら入札の準備をいたしまして契約という形になりまして、また契約いただきましたら議会の皆さん方に契約の承認をしていただくということで、令和6年度中には阿蘇小学校体育館の完成を目指したいと考えております。

それから、入札の応札ということでございますが、これからでございますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕3

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11時10分から再開いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第83号 令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第11、議案第83号「令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） お疲れさまでございます。

ただ今議題としていただきました議案第83号、令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明させていただきます。

別冊2でございます。まず、提案理由でございますが、令和5年度下水道事業特別会計におきまして、歳入では、繰入金と繰越金を増額し、国庫補助金と市債を減額しております。歳出では、一般管理費の繰出金を増額し、事業費を減額しております。これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ6,218万7,000円を減額し、歳入歳出予算額を5億2,376万7,000円といたしました。

別冊2の1ページをお願いします。令和5年度の阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めることによります。

歳入歳出予算補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,218万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億2,376万7,000円と定めます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。こちらは、4ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

5ページをお願いします。歳入につきまして、目1下水道事業費国庫補助金、こちら4,080万円の減額となっております。下に移りまして、款5繰入金、目1一般会計繰入金ですけれども、140万6,000円の増額となっております。目1繰越金、こちら990万7,000円の増額となっております。下に移りまして、目1下水道事業債、こちら3,270万円の減額となっております。合わせまして6,218万7,000円の減額となっております。

6ページに移りまして、歳出、目1一般管理費990万7,000円の繰出金となっております。下に移りまして、款2事業費、目1下水道事業費、こちら7,209万4,000円の減額となっております。内容につきましては、主に人件費の増額と節12委託料になりますけれども、こちら水処理施設、下水道処理場なんですけれども、こちらの耐震実施設計の業務委託料を減額しております。あと、下に移りまして、節14工事請負費500万円、こちら単独予算にな

りますけれども、取付管工事と、また市道舗装に絡みますマンホールのかさ上げとその他の工事で500万円の増となっております。歳出の補正額は、7,209万4,000円の減額補正となっております。歳出合計は、6,218万7,000円の減額補正となっております。

1ページに戻りまして、地方債補正。第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によります。こちらは3ページになりますけれども、事業費の減額補正に伴いまして起債も減額になりますので、3,270万円の減額となりますので、限度額1億1,280万円のところを8,010万円とします。

説明につきましては以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第12 議案第84号 令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） について

○議長（菅 敏徳君） 日程第12、議案第84号「令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 改めまして、おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第84号、令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊3の1ページをお開きください。本補正予算は、第3号補正となります。歳入歳出予算補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,449万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ35億8,389万1,000円と決めました。

6ページをお願いいたします。2の歳入になります。

中ほどになりますけれども、款10繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）並びに節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、節3未就学児均等割保険税繰入金、節6財政安定化支援事業繰入金につきましては、それぞれ令和5年度分の額の確定に伴うものです。事務費等も含めまして、合計で1,619万8,000円を減額補正いたしました。

7ページをお願いいたします。3の歳出になります。

款1総務費、目1一般管理費、節12国民健康保険システム改修業務委託料としまして、207万9,000円を増額しております。これにつきましては、先ほど国民健康保険税条例の一部改正において御説明いたしました出産被保険者の国民健康保険税の減額措置に対応するものです。

次に、款3国民健康保険事業費納付金、目1一般被保険者医療給付費分です。歳入で申しました一般会計繰入金の減額に伴いまして、予備費を充当いたしまして財源調整しております。

す。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 85 号 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 13、議案第 85 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 85 号、令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊 4 の 1 ページをお開きください。本補正予算は、第 3 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 232 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 39 億 7,233 万 1,000 円と定めました。

6 ページをお願いいたします。2 の歳入です。

款 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 3 事業費補助金、介護保険システム改修補助金としまして 82 万 5,000 円を増額補正いたしました。

同じく、款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 3 その他一般会計繰入金、事務費等繰入金としまして、同額の 82 万 5,000 円を増額しております。内容につきましては、歳出と併せて説明いたします。

7 ページをお願いいたします。3 の歳出です。

款 1 総務費、目 1 一般管理費、節 12 介護保険システム改修業務委託料としまして 165 万円を増額しております。これにつきましては、歳入で申しました国庫補助金及び一般会計繰入金を財源としまして介護保険制度改正に対応するものです。主な変更点としましては、令和 6 年度からスタートする第 9 期介護保険計画におきまして、第 1 号被保険者の保険料の多段階化や在宅サービスにおける複合型サービスの新設等に対応するものであります。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 14 議案第 86 号 令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 14、議案第 86 号「令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特

別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第86号、令和5年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊5の1ページをお開きください。本補正予算は、第3号補正となります。歳入歳出予算補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ236万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億4,378万7,000円と決めました。

6ページをお願いいたします。2の歳入です。

款4繰入金、目2保険基盤安定繰入金、保険基盤安定繰入金を278万9,000円減額しております。内容につきましては、令和5年度分の額の確定によるものです。

次に、7ページをお願いいたします。3の歳出です。

中ほどになりますが、款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定負担金ですが、先ほど歳入で御説明いたしました保険基盤安定繰入金と同額の278万9,000円を減額しております。

続きまして、款4諸支出金、目1一般会計繰出金です。令和4年度分の事務費等の精算金としまして474万6,000円を計上しております。財源につきましては、予備費を充当して調整しております。

説明については以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第15 議案第87号 令和5年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第15、議案第87号「令和5年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） ただ今議題としていただきました議案第87号、令和5年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明させていただきます。

別冊6でございます。令和5年度阿蘇市水道事業会計の1ページでございます。令和5年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和5年度阿蘇市水道事業の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。こちらは、7ページからの予算明細書で御説明いたします。

8ページになりますけれども、款1上水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益でござ

いますが、水道料金の超過料金分の増収を見込みまして、440万円増額補正しました。

9 ページの款 1 上水道事業費、項 2 営業費用であります。こちらの一番上の行になりま
すけれど、487万2,000円を増額補正しております。内容としましては、款 1 上水道事業費、
項 2 営業費用、目 1 原水及び浄水費、節 19 委託料、こちらは水質検査委託料ですけれども、
当初見込みよりも高くなっておりますので、増額補正としております。また、下に移りまし
て、節 23 修繕費、こちらも今年修繕が多発しております、290万円の増額としておりま
す。あと、下の目 4 総係費ですけれども、こちらの人件費も増額となっております。

下に移りまして、款 2 簡易水道事業費、節 19 委託料、こちらも同じように水質検査委託
料を増額としております。支出合計の507万2,000円を増額補正としております。

下に移りまして、10 ページですけれども、資本的支出としまして、款 1 上水道事業資本
的支出、項 1 建設改良費、目 1 工事費、節 1 工事請負費、こちらは緊急予算として3,000万
円確保しておりましたが、予定していない緊急工事が多発しまして、そちらを950万円増額
しております。合わせまして、補正額、支出を950万円増額しております。

2 ページに戻っていただきまして、第 3 条、予算第 4 条本文括弧（不足する額 1 億 7,752
万 4,000 円）を（不足する額 1 億 8,702 万 4,000 円）に改め、資本的支出を次のとおり補正
する。こちらも 7 ページで御説明しましたけれども、資本的支出が増額となりましたので、
不足する額の変更となっております。合わせまして、収益的支出合計を 4 億 8,739 万 8,000
円としました。また、資本的支出合計を 4 億 2,332 万円としました。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 16、議案第 88 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿
蘇西ふれあい市場「あかみず」）」については、付託先の委員会をまたぐことから、会議規
則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決までを行いたい
と思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号については、委員
会付託を省略し、質疑、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

なお、本議案への質疑は、全議員が可能でありますことを申し添えます。

日程第 16 議案第 88 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇西ふれあい市場 「あかみず」）

○議長（菅 敏徳君） それでは、議案第 88 号について、総務部長の説明を求めます。
総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、議案書に戻っていただきまして、70 ページをお願
いします。ただ今議題としていただきました議案第 88 号、公の施設の指定管理者の指定に

ついて、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。本件は、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第5条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

中段付近から御説明申し上げます。公の施設の名称、阿蘇西ふれあい市場「あかみず」。指定管理者に指定する団体、阿蘇西ふれあい市場「あかみず」運営管理組合。代表者は、山口力男氏でございます。施設の位置、また団体の所在地につきましては、記載のとおりでございます。指定の期間、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間としております。

本施設につきましては、平成23年4月23日に地元農産物等の直売所として、また観光情報発信と阿蘇西部地区の活性化を目的に整備された施設でございます。これまでは、同団体が運営を行ってまいりましたが、令和6年4月1日から指定管理者として指定し、施設の管理運営を行うものでございます。指定管理料につきましては、予算の説明にもございましたけれども、委託料としまして年額126万5,000円、2年間で253万円としており、債務負担行為を計上させていただきます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 今まで財産使用という形で使わせていたわけですが、指定管理という形になっていくということはいいことだと思います。範囲については、広場、駐車場を含めて、東側にある建物も含めて全部でしょうか、それとも店舗の一部分だけが範囲ということでしょうか。

それと、委託料は年間120万円ですが、ちょっと高いんじゃないかというか、今までの経営から見たときに無理があるんじゃないかと思うんですが、先方との話し合いはこの金額で折り合いがついているんでしょうか。その2点、お伺いします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 今の御質問にお答えいたします。

まず、指定管理範囲は全体を指しております。それから、金額ですが、組合とお話をさせていただいて決定しています。基本的には今までかかっておりました経常的な経費から収入を差し引いた金額で設定をさせていただいています。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

3番議員、菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） ふれあい市場「あかみず」の関係ですが、事業計画というのは組合から事前に出されておりますでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 今回の指定に当たりましては、募集要項を作成しております。その中で事業の申請書、収支計画書、事業計画書等々を出していただくようになっておまして、適正に提出がなされているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 事業計画書が提出されているということで、当然提出されているものだと思っておりますけれども、その内容についてはいただくことはできないでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 事業計画書の写しをお渡しできるかということでしょうか。団体の概要あたりについてはお知らせができるかと思っておりますけれども、事業計画であったり収支計画については対応を検討させていただきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君、3回目になります。

○3番（菊池勝秀君） この指定管理者の関係について一般的に公募等があるものだと思っていたんですが、この分についてこちらの組合にされたという理由が何かありましたら教えてください。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 一応指定する上で公募と非公募という取扱いがございます。今回は非公募という形で取り扱っております。今現在運営されている組合につきましては、観光案内も含めて10年間蓄積いたしました経験値がありまして、こういった問合せがあって、どういう現場のニーズがあるか、現場の状況を把握しているというところもございまして、また施設管理のノウハウも持っているということでございまして、今回は2年間の短期間ではございますが、選定したというところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第88号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第88号について採決を行います。議案第88号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第89号 市道路線の廃止について

○議長（菅 敏徳君） 日程第17、議案第89号「市道路線の廃止について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（荒木 仁君） それでは、議案書の71ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第89号、市道路線の廃止について、御説明いたします。

まず、提案の理由でございますが、本件は、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本議案では記載のとおり 2 路線を廃止いたしまして、関連して、次の議案第 90 号で 5 路線の認定についてお諮りすることとしております。詳しくは、別冊 7 の参考資料で御説明申し上げます。

別冊 7 をお願いいたします。1 ページをお開きください。1 ページと次の 2 ページには今回対象路線となります全体の位置図を記載しております。

次に、3 ページをお願いいたします。まず、坂梨地区でございます。坂梨地区の豆札線になります。滝室坂道路整備に伴いまして、黄色点線の約 750 メートルでございますが、この区間を一度廃止しまして、赤線で示しております約 600 メートルの区間を改めて認定したいと考えております。

次に、4 ページをお願いいたします。的石地区になります。北側復旧道路整備に伴いまして、黄色点線の約 774 メートルを廃止し、赤線で示します約 600 メートルの区間を認定したいと考えております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18 議案第 90 号 市道路線の認定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 18、議案第 90 号「市道路線の認定について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（荒木 仁君） それでは、議案書の 72 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 90 号、市道路線の認定について、御説明いたします。

まず、提案の理由でございます。本件は、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線を認定したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記載のとおり 5 路線の認定についてお諮りいたしますが、2 行目の豆札線、3 行目の殿塚 1 号線につきましては、先ほどの議案で御説明申し上げましたとおりでございますので、重複いたしますので、1 行目と 4 行目、5 行目の新規認定 3 路線について御説明申し上げます。

別冊 7 の 5 ページをお願いいたします。手野地区になります。県道のバイパス工事に伴う旧道部分、赤線で示します約 230 メートルを内牧坂梨旧道 5 号線として管理していきたいと考えております。

続きまして、6 ページをお願いいたします。車帰地区になります。北側復旧道路整備に伴います側道部分でございます。市道車帰 10 号線を起点としまして約 360 メートルを車帰 12 号線として、さらに 7 ページをお願いいたします。同じく車帰 10 号線を起点としまして約

400メートルを車帰13号線として管理していきたいと考えております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、議案の質疑が終わりました。各常任委員会の付託につきましては、議案第88号を除く17件を配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時47分 散会